

マザーレイクゴールズ推進委員会規約（案）

この規約は、マザーレイクゴールズアジェンダ第5章1.(4)に基づき、マザーレイクゴールズ（以下「MLGs」という。）の推進にかかる組織について規定するものである。

（名称）

第1条 本委員会は「マザーレイクゴールズ推進委員会」（以下「推進委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 推進委員会は、琵琶湖に関わる多様な主体をつなぎ、様々な活動や事業の創発を促進することにより、MLGsの達成に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 推進委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）多様な主体のMLGsの達成に寄与する活動の促進
- （2）MLGsの達成に資する多様な主体の活動に関する情報の発信
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事業

（審議事項）

第4条 推進委員会は、以下に掲げる項目に関して審議する。

- （1）マザーレイクゴールズ(MLGs)アジェンダの改定に関すること
- （2）世話人および学術委員の任命および解任
- （3）MLGsの推進に関する事業計画の決定
- （4）その他委員会が必要と認めた事項

（組織等）

第5条 推進委員会は7名の推進委員で構成する。

2 推進委員の構成は、次のとおりとする。

- （1）学識経験者 3名
- （2）住民等 3名
- （3）行政関係者 1名

3 前項第3号の委員は滋賀県琵琶湖環境部長とし、同項第1号および第2号の委員は、滋賀県琵琶湖環境部長が委嘱する。

(任期)

第6条 推進委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 推進委員は正当な理由を有する時は、委員会の同意を得て辞任することができる。

(委員長および副委員長)

第7条 推進委員会には委員長1名、副委員長1名を置くこととする。

2 委員長は滋賀県琵琶湖環境部長とし、副委員長は委員長の指名によってこれを定める。

3 委員長は会務を総括し、推進委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時または委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第8条 推進委員会は委員長が招集し、これを運営する。

2 推進委員会は、推進委員総数の過半数の出席をもって成立する。

3 推進委員会の議長は、委員長が務める。

4 推進委員会は、必要に応じて推進委員以外の者から意見を聴くことができる。

(議事)

第9条 推進委員会の表決は出席推進委員の過半数をもって行う。なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

2 前項の場合においては、議長は推進委員として表決に加わることができない。

(委員会の公開)

第10条 推進委員会は公開を原則とし、その公開方法については推進委員会で定めるものとする。

(世話人および世話人会)

第11条 推進委員会は世話人を任命する。

2 世話人は世話人会を構成する。

3 世話人のうち1名を世話人代表とする。

(世話人会の所掌)

第12条 世話人会は、次の職務を行う。

(1) 第3条に定める事業の実施

- (2) 推進委員会が承認した事業計画の範囲内での事業執行上の事項について決定
- (3) 事業計画案の作成
- (4) 世話人代表の選定および解任
- (5) その他事業の実施に必要な事項

(学術委員および学術フォーラム)

第13条 推進委員会は学術委員を任命する。

- 2 学術委員は学術フォーラムを構成する。
- 3 学術委員のうち1名を学術フォーラム代表とする。

(学術フォーラムの所掌)

第14条 学術フォーラムは、琵琶湖および流域の環境と社会の状態についての学術的な評価を行う。

(事務局)

第15条 推進委員会の事務局は滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課（滋賀県大津市京町四丁目1番1号）内に置く。

- 2 事務局長は琵琶湖保全再生課長とする。

(規約の改正)

第16条 本規約の改正は、推進委員総数の過半数をもってこれを行うものとする。

附則

(施行期日)

この規約は、令和3年 月 日から施行する。